

# 破天荒

教宣部

5029号

2017年  
10月12日

化学一般京滋地本  
全竹中労働組合

# 2017 秋闘 現状維持



先週の金曜日は本社食堂にて秋闘の回答指  
定日でした。結論からいうと現状維持、介  
護・育児休業法改正による就業規則改訂に関  
しては法定どおりという回答がありました。

### 介護・育児休業

法定以下のない回答とい  
うことでしたが、法を上回  
る部分として、育児・介護  
休暇を取得する時の半日の  
考え方は半日有給休暇と同  
じで、午後休+午後休でも  
一日としてカウントされる  
との回答を頂きました。た  
だし無給ですが。  
あれ？月替わりの給与控  
除はどうなるんだろう？明  
日確認します。

### 時間外手当・残業食代

労働基準法では残業手当  
について「二割五分以上五  
割以下の範囲内で支払わな  
ければならない」としてい  
ます。

現行の二割五分を三割に  
改訂するよう要求しまし  
た。

会社は厚労省調査で六・  
一%の企業でしか二割五分  
を超えて支払っていない  
し、それは大企業の話だと  
して現状維持のままとする  
回答でした。

また、残業食代につい  
ても過去の考えは現物支給  
という考えだったのではな  
いか？夜七時を超えて残業  
すると現行三百円の食代  
を支給しているが、増額す  
ると残業食代目当てで残  
業する人が増えるので行わ  
ない...としています。



### 奨学金返済支援制度

電子・システムでは新卒  
者を採用する予定がないか  
らという理由でゼロ回答で  
した。

グループ会社間の移籍も  
考え、できるだけ労働条件  
を同じにしているオベサテ  
システムの思想をはなから  
自己否定するような理由で  
のゼロ回答でした。

### 休日増

年内、数回の土曜出勤  
日があるのは有給休暇の所  
得率を高める目的(ホンマ  
かいな)もあるそうです。

一二三条の「国民の祝  
日」を「国民の祝日に関す  
る法律に規定する日」とい  
う文言に改めるという要求  
は、会社にとって5月の4  
日や秋分の日頃に存在した  
「国民の休日」も休日増せ  
なアカン要求やる?という  
ことで変更なしの回答でし  
たが、文言変更はおそらく  
来年交代されるであろう天  
皇陛下の「即位の礼」の日  
にも対応しています。まさ

か即位の礼の日に営業する  
ことは会長の頭には無いは  
ずですが解せません。

### 黄色スズメバチの巣

本社の横を流れる小川の  
上にバレーボール大のスズ  
メバチが巣を作りました。  
隣の秋山商店との境にあ  
る鉄柵に絡みついているつる  
草の花に集って、工場棟と  
四宮南館を行き来すると危  
険な状態が数週間続きまし  
た。

スズメバチは肉食なので  
蜂蜜は作りませんが、蜜は  
舐めます。デザートです。  
ようやく寒くなってハチ  
の数は減りましたが、春に  
なると蜂の巣が大きくな  
り、周囲を飛び回るのを目  
に見えています。

総務に相談したところ  
「以前できていた巣より高  
い所にあるようなのでしば  
らく様子を見てください。  
蜂を挑発しないで下さい」  
との指導が(現場確認もせ  
ずに)ありました。

グルセンの高島さんが本  
社に来られた時にも相談し  
たんですが「グルセンの敷  
地ではないし」軽く無視さ

れました。  
様子を見るとは一体、ど  
ういうことなのでしょう  
か？被害者が出たら巣を除  
去しますというように受け  
取れます。

山科区役所の保険課に確  
認したところ、京都市では  
民家の敷地内や公共の敷地  
内であれば無料で駆除する  
制度があるそうです。事業  
所の敷地内では蜂の駆除業  
者(有料)の紹介を行うの  
みだそうです。

民事上、蜂に刺された場  
合の相手としては巣を作っ  
ている木の敷地所有者であ  
る秋山商店さんになるそう  
なんです。まあ普通の考  
え方として電子の総務が秋  
山商店さんに蜂の巣の駆除  
を依頼するくらいのこと  
はしてくれてもバチが当た  
らないと思うのですが、団交  
の席上依頼しても「様子を  
見る」「区役所に相談する」  
くらいの返答しかありませ  
んでした。  
やはりこの会社は普通で  
ないのかもしれない。

